

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に残存する障害は、障害等級第 9 級に該当すると
して、障害等級第 12 級として認定した原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、老人介護施設の介護職員として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、入居者をベッドから車椅子に移す作業中、右手関節を痛めたため受診したところ「右手関節捻挫、右手関節外傷性腱鞘炎」と診断され、加療の結果、同〇年〇月〇日治癒した。

請求人は、治癒後、障害が残存したとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第 1 に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第 12 級に該当するとして、同等級に応じる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、「カウザルギー」による右手疼痛のため、日常生活はもとより通常の労務に服することは困難であることから、障害等級第 12 級の認定は誤りであるとしている。

3 原処分庁の意見

請求人に残存する右上肢の疼痛については、①右手皮膚の色調の変化はなく、温度低下もない、②肩と手関節に痛みによる可動域制限がある、③骨萎縮は明らかでないことから、反射性交感神経性ジストロフィー（RSD）とは認められず、「右手にがん固な神経症状を残すもの」として、障害等級第 12 級と判断したものである。

4 審査官の判断

(1) 請求人に残存する障害

ア 右手に軽度の骨萎縮が認められる。

イ 右手背橈側に皮膚色の変化、わずかな腫脹、発汗異常が認められる。

ウ 疼痛は右手関節部のみならず、右上肢全体に広がっており、右肩、右手関節に疼痛による運動制限と関節拘縮による可動域制限が認められ、肩関節の屈曲、手関節の背屈・掌屈ともに健側に比べ 2 分の 1 以下の制限が認められる。

エ 両下肢に外見から想見できる程度の変形が存しないことから、障害等級に該当する程度ではないと判断する。

(2) 結論

以上のとおり、請求人の右上肢には、反射性交感神経性ジストロフィー（RSD）の判断要件である慢性期の主要な 3 症状（関節拘縮、骨の萎縮、皮膚の変化）が残存していることから、RSD と認められる。また、その程度は、障害等級第 9 級「通常の労務に服することはできるが、疼痛により時には労働に従事することができなくなるため、就労可能な職

種の範囲が相当な程度に制限されるもの」と認定するのが妥当であり、監督署長が請求人に対してした障害等級第 12 級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当でなく、取り消されなければならない。